

事 務 連 絡

平成24年3月30日

各都道府県障害福祉関係主管課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
障害福祉課

障害者自立支援対策臨時特例交付金による「福祉・介護人材の処遇改善事業」等に  
関して国保連へ支払事務を委託する場合の処理について

障害保健福祉行政の推進については、平素よりご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、障害者自立支援対策臨時特例交付金による「福祉・介護人材の処遇改善事業」、  
「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」につきましては、平成24年3  
月までの事業であり、また、「福祉・介護人材の処遇改善事業」の国保連における事務処理  
については、平成24年7月までとじていたところですが、

先日成立した第4次補正予算において特別対策事業を平成24年度までに延長したこと  
に伴い、その精算時期については、「障害者自立支援対策臨時特例基金管理運営要領」の第  
2の(7)の①に「(略)ただし、平成24年度を超えて特別対策事業の精算等を行う必要  
がある場合は、平成25年12月末まで延長することができるとしたところですが、

これに伴い、国保連に支払事務を委託している場合の「福祉・介護人材の処遇改善事  
業」、 「事業運営安定化事業」及び「移行時運営安定化事業」の国保連の支払事務（過誤調  
整、月遅れ請求の処理）の実施については、平成25年12月支払分（11月請求分）ま  
でとしますので、ご遺漏なきようお願いいたします。

また、平成24年度の新規事業である「新体系定着支援事業」につきましても、国保連に支払事務の委託をできることとしておりますが、国保連における支払事務は平成25年12月支払分（11月請求分）までとしますので、御了知下さい。

そのため、当該事業の実施に関する国保連との委託契約については、必要に応じて、事業の追加や契約期間を延長する等の措置をお願いいたします。